

支援センターだより No.1

2019年12月5日

発行:太平洋核被災支援センター

<http://bikini-kakuhisai.jst.go.jp>

事務局 宿毛市山奈町芳奈2779-2

Tel・Fax 0880-66-1763

< masatosi.sky@orange.zero.jp >

みなさん、慌ただしい師走をお過ごしのことと思います。お元気でしょうか。この度、新たに通信「支援センターだより」を発行することにしました。

12月1日の役員会で、船員保険不採択を提訴するため「裁判を支援する会」を組織し、ニュースを発行します。「支援センター」は調査・研究・被災者支援を中心にニュースを発行することになりました。そのための新しい通信です。大事な情報をお届けします。どうぞよろしくお願ひします。



2019.9.12 高松控訴審・結審 岡村啓佐氏撮影

太平洋核被災センター拡大役員会 2019.12.1(日)

4人の弁護士と事前に相談会を開き、12月1日は3人の弁護士に参加していただき重要事項を決定。

1. 船員保険申請不採択について

- ①船員保険申請不採択について提訴と追加申請者(3名)の再審査請求の準備をすすめる。
- ②訴訟費用軽減のため、法テラスのシステム利用を検討し、全国的に募金を訴える。
- ③訴訟は、民主団体代表や支援者で構成する「裁判支援する会(仮称)」を組織し、全国的に支援体制づくりをよびかける。
- ④「裁判を支援する会」への代表参加要請を国会議員、県会議員、原水協、民医連、労組、民主団体などによびかけ、結成集会を2月11日(火)15~17時に高知城ホールで行う。
- ⑤集会后に、写真集受賞祝賀会、3・1ビキニデーニューヨーク原水禁世界大会代表送別会を行う。

- ⑥3月中に高知地裁に提訴し、記者会見を行う
- ⑦「支援センター」は調査・研究による真相究明活動と被災者支援活動中心の市民団体とする。

2. 県主催事業ヒアリングについて 2019.11.15(金)

山下氏と濱田氏が県健康対策課のワーキングチームとヒアリングを行い、法整備、健康相談、シンポジウム等について意見交換を行ないました。

- ①元乗組員への救済を最優先することを求める。
- ②船員保険法に、操業中の被ばくによる傷病を発症した際の適用項目がないので、船員保険法を改定することを優先するよう求める。原子力船陸奥の労働者に適用の検討がされたことを参考。又、「高知県条例づくり」を要請していくことを提案。
- ③後日、県シンポ案に鎌田七男先生が追加提案され、支援センター・被災船員関係者の報告も検討中
- ④健康相談は、県の呼びかけに被災者参加協力する

令和元年度 ビキニ環礁水爆実験に関連し健康不安を抱かれている方のための健康相談

1946~58年に米国によるマーシャル諸島での水爆実験が行われ、1954年には第五福竜丸の乗組員23人が被ばくしました。

同時期、周辺海域には複数の日本の漁船等が操業しており、こうした船舶の乗組員の中には、健康不安を持ちながら操業や生活を続けられた方がいらっしゃいます。

今年度高知県では、こうした方の健康不安を軽減するために高知県在住の元乗組員の方が地域の医師等による健康相談(無料)を受けることができるようにいたします。

健康相談については、原則として地域の医療機関や福祉保健所等において行いますが、元乗組員の方の平均年齢が高くなっていることを鑑み、地理的・身体的事情から移動することが難しい方等については、ご希望に応じて地域の医師等が自宅へ訪問することも想定しています。

健康相談をご希望の方については、詳細及び手続き等についてご案内しますので、高知県健康対策課に電話またはメールにてご連絡ください。

問合せ・申し込み先:
高知県健康政策部健康対策課
担当 山本、岩井

TEL 088-823-9678

E-mail 130401@ken.pref.kochi.lg.jp



3. 被災者・遺族の生活相談、家庭訪問などについて

12月12日の高裁判決後に、29名の原告の方々の意思確認を兼ねてお見舞（食品・ひざ掛け・マフラーなど）を12月中旬に行い、高裁判決の方針検討会に反映する。

4. 紙芝居原画展の支援について

原画展を室戸市、高知市、黒潮町、宿毛市、土佐清水市で12月～'20年3月で開催予定。地域で紙芝居上映・DVD上映・証言など関連行事を加え、独自ピラで知らせる

室戸市：12/15～25 保健福祉センターやすらぎ

黒潮町：1/5～22 大方あかつき館

宿毛市：1/23～2/3 文教センター

清水市：2/11～18 市民文化会館

高知市：3/5～11 自由民権記念館

5. DVD「核被災と核兵器禁止条約」英語版の普及

関係機関に配布し、2020年4月ニューヨークの世界大会に代表派遣し、持参。高知からの参加は高知

原水協が窓口ですすめている（松繁）。吉良県議も参加予定。

6 水産庁への公文書不開示に審査請求書提出

水産庁に対して、ビキニ関連資料「指定港における水揚げ魚類放射能検知成績」の開示請求をしていたが、10月10日付で不開示決定通知書が届いた。

不開示の理由として「文書ファイルデータの探索を行ったが、その存在を確認できなかった」とある。しかし、被災船992隻（延）は閣議決定によって「慰謝料」が支給されており日米政治決着によって、被災船・被災船員の被害実態を示す基本となる公文書が不明ということはあってはならない。3～12月まで、政府の指示で大規模な指定5港検査記録は文献にも記載されており、確認して、紛失を補うべきである。以上の理由で、再度の調査を要求する「審査請求」を行った。安倍政権下で「もり・かけ」や「桜疑惑」など、あったことを無かったことにする公文書隠蔽が続発し、ビキニもかど疑念が広がっている。

被ばく隠し 訴え続け

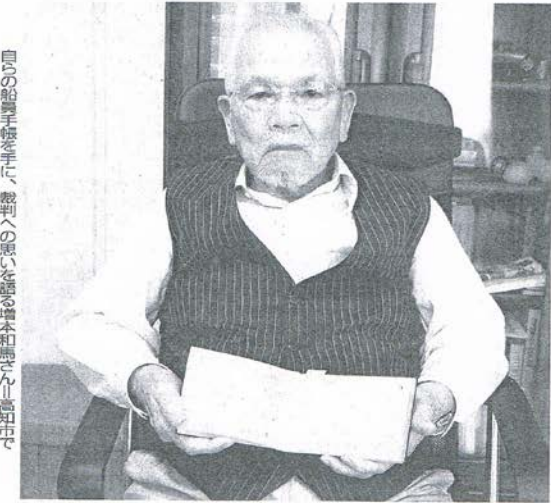
高知の83歳元船員が抱え法廷へ

1954年に米国が太平洋のビキニ環礁付近で実施した水爆実験を巡り、周辺で操業していた漁船の元船員や遺族ら29人が慰謝料など計約4200万円を求めた国家賠償請求訴訟の控訴審は12日、高松高裁で結審する見通し。元船員の多くが高齢で体調を崩して出廷が難しい中、高知市の増本和馬さん(83)はただ一人、全ての法廷で原告席に座り続けてきた。「我々は国に捨てられたまま。先月には新たながんが見つかった。一日も早い救済を求めて、12日も高松に足を運ぶ。」

ビキニ国賠控訴審きょう結審

朝鮮半島生まれの増本さんが、結審も教えずに本さんの戦後、家族でくれない。特異な父親の故郷・高知に戻り、17歳でマグロ漁船「ひめ丸」に機関員見習いとして乗り込んだ。54年春、ビキニ環礁付近で操業し、水揚げのために東京・築地に入ると、白衣の職員が待っていた。他の元船員や遺族らと計45人で高知地裁に国賠訴訟を起す。この日は、2016年5月、国が被ばくの事実を隠したため、補償請求や損害賠償請求の針が大きく振れた。が、「何の検査か説明をする機会を失った」と訴え、約2年間に及んだ裁判に通った。昨年7月の一審判決は、元船員が被ばくした事実は認定したものの、民法の規定で賠償請求権が消滅する。除

ビキニ水爆実験
1954年に米国が太平洋のビキニ環礁付近などで計6回実施した水爆実験。米国が、静岡県の大黒丸「第五福丸丸」が被ばくしたことについて法的な責任を問われない「見舞金」200万円(当時7億2000万円)を支払うことで55年に政治決着した。しかし、他の船については2014年に資料が開示されるまで、被ばくの実態が明らかにならなかった。元船員や遺族ら45人は18年5月、「国が被ばくの実態を隠し続けたために賠償請求する機会を奪われた」として、国に慰謝料など計約8500万円を求め、高知地裁に提訴。現在、高松高裁で控訴審が争われている。



自分の船員手帳を手に、裁判への思いを語る増本和馬さん(高知市)